

管理型最終処分場の安全性等への疑問にお答えします

(●チラシの内容、○センターの考え方)

平成27年12月／(公財)鳥取県環境管理事業センター

水を守るための住民会議(2015.11.22)開催チラシ(裏面)

淀江産業廃棄物最終処分場計画とは？

① 現在、米子市淀江町小波に計画されている産業廃棄物最終処分場は、「安定型」「遮断型」「管理型」と3つに分類される処分場の中でも、**環境汚染の危険性がもっとも高い「管理型」**といわれる最終処分場の建設を計画しています。

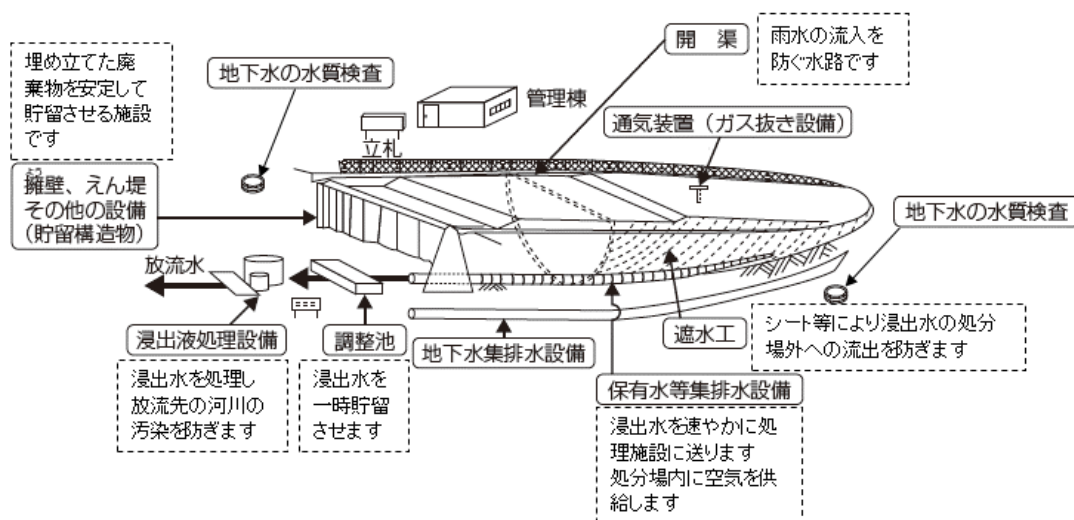
① 「管理型」が環境汚染の危険性が最も高いとの根拠はありません。
産業廃棄物の最終処分場は、『埋め立てる廃棄物』や『処分場の構造』等の違いから「安定型」「遮断型」「管理型」の3つに分類されますが、法律等で基準が決まっており、いずれの処分場も適正な構造と的確な維持管理がなされれば問題ありません。

【補 足】

産業廃棄物の最終処分場は、埋め立てる廃棄物の種類によって3つに分類されます。

区分	主な埋立廃棄物	主な構造基準	主な維持管理基準
安定型	- 安定型産業廃棄物(有害物や有機物等が付着しておらず、雨水等にさらされても殆ど変化しない次の5種類など)のみ(産廃は計20種類) 〔廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず、ゴムくず、がれき類など〕	- 浸透水を採取する設備 (浸透水:廃棄物の層を通過した雨水等) *遮水シートや水処理施設は不要	- 周辺からの雨水流入の防止措置 - 搬入廃棄物の展開検査 - 浸透水の水質検査 - 地下水の水質検査
遮断型	- 有害な産業廃棄物(国の判定基準を超過したもの)など 〔有害な燃え殻、ばいじん、汚泥、鉍さいなど〕	廃棄物を貯留して周辺環境と遮断する設備(外周・内部仕切り設備など)	- 周辺からの雨水流入の防止措置 - 地下水の水質検査
管理型	- 遮断型以外で浸出水の処理が必要な産業廃棄物(国の判定基準以下のもの) 〔燃え殻、ばいじん、汚泥、鉍さい、紙くず、木くず、繊維くずなど〕	- 二重の遮水層(遮水シート等) - 浸出水処理施設 (浸出水:埋立物の分解・溶出に伴う汚濁物質を含む雨水等)	- 周辺からの雨水流入の防止措置 - 地下水の水質検査 - 放流水の排水基準の遵守 - 発生ガス対策と管理

管理型最終処分場の例



② 37年間、有害物質を含む産業廃棄物を埋め立て、その後10年間、降雨などによる浸出水の処理水を継続的に管理・検査を行ったのち、有害物質を含んだ土地は、所有者へそのまま返却されます。

② 基準を超える有害物質は搬入させませんし、土地の返却は、埋立廃棄物が安定化し、国の廃止基準を満たしたことを県が確認した後に行います。
降雨による浸出水の処理・検査は「37年間(埋立中)」＋「10年間(埋立後)」を見込んでいますが、国の安全基準を満たすまでは、その期間を超えても浸出水の処理・検査を続け、県の確認を得るまでは廃止しません。
なお、廃止する際には事前に地元自治会に説明をいたします。

＊主な廃止基準：浸出水の水質、発生ガスの質と量、処分場内の温度など

みんなで目指す未来はどっち？

③ 「管理型産業廃棄物最終処分場」のない鳥取県は、産業廃棄物量が他県にくらべて少なく、企業努力により、産廃のリサイクル率は75%といわれています。産廃を出す県ではなく、産業廃棄物リサイクル率100%の先進的な県を目指すのもひとつの未来の選択ではないでしょうか？

③ 廃棄物のリサイクルを進めることは大切です。一方、今の技術ではリサイクルが出来ない廃棄物がどうしても発生します。
本県の産業廃棄物のリサイクル率は全国のトップレベルですし、リサイクルが相当程度進んでいることから、平成21年度からほぼ横ばいの状態です。
このため、県内に最終処分場を確保することも差し迫った選択と考えます。

【補 足】

- ・ 全国のリサイクル率が55.0%に対し、本県のリサイクル率は76.1%で全国トップレベルにあります（平成24年度の産業廃棄物）。
- ・ ただし、本県のリサイクル率も平成21年度からほぼ横ばいの状態で、現在のところほぼ限界に近づいており、県内に最終処分場を確保することも差し迫った選択です。

＊ 産業廃棄物の処理割合【平成25年度／鳥取県】

排出量＝リサイクル量(76.3%)＋減量化量(20.1%)＋最終処分量(3.6%)

↓
(減量化量：焼却等の中間処理により廃棄物から減った重量のこと)

埋め立て予定の産業廃棄物（右上イメージ図）

④ 汚染物質（ダイオキシン等）を含む污水やメタンや炭酸ガスが発生することも。

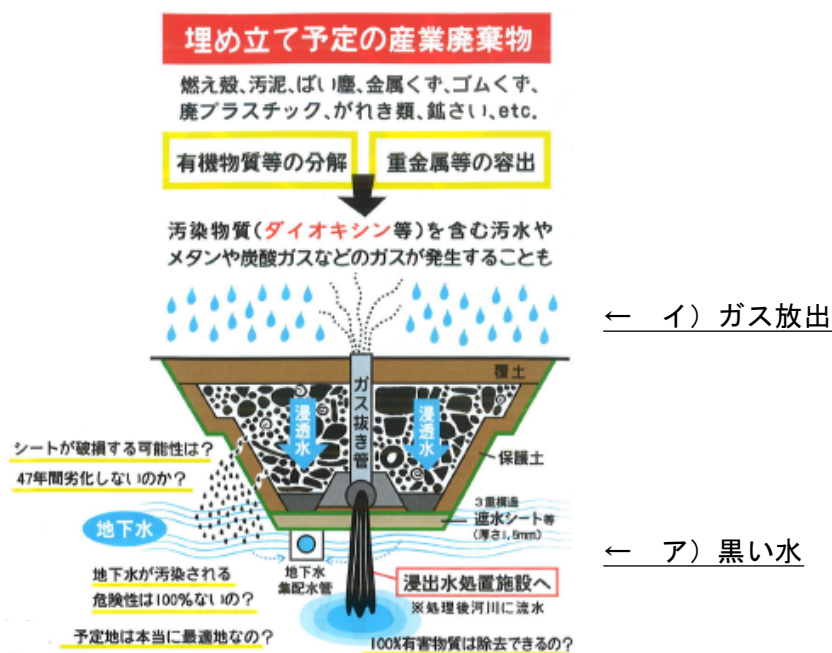
④ イメージ図には次のように誤解を与えるような記載・表現があります。

ア) 黒い水がそのまま河川に垂れ流されているイメージですが、実際は上水道の浄化システムでも採用される高度な水処理により基準を大きく下回るきれいな処理水を放流します。

イ) ガス抜き管から大量のメタンガスが放出しているイメージですが、日本の処分場の標準構造である「準好気性埋立構造」等によりメタンガスの発生を抑制します。

【補 足】

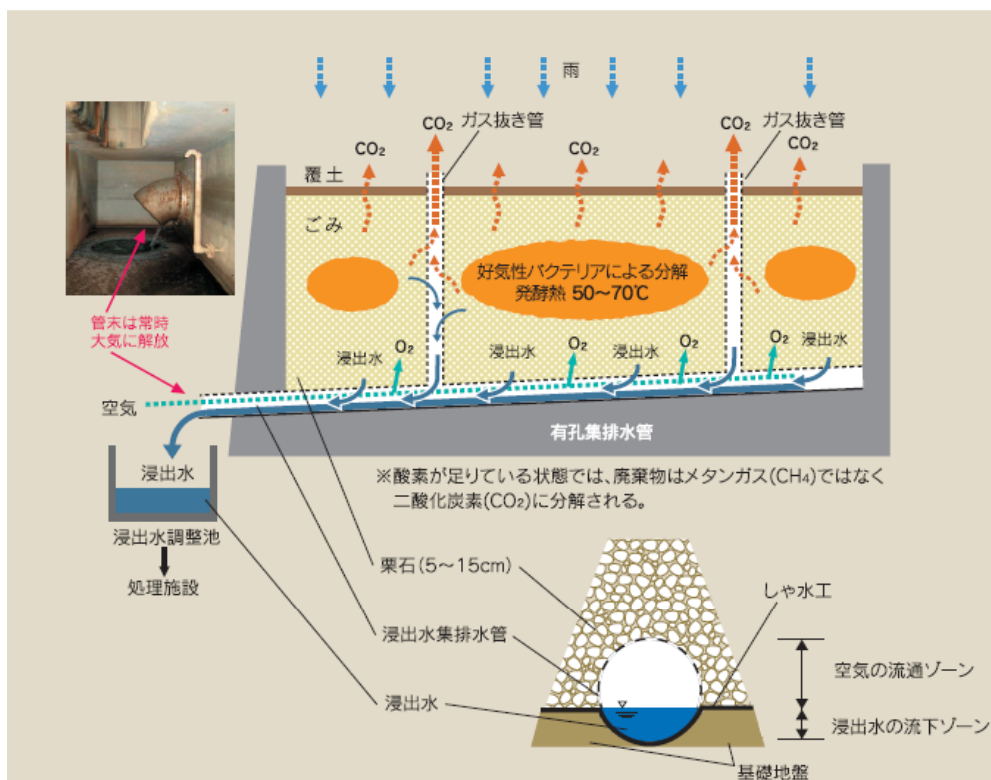
イメージ図と指摘箇所は次のとおりです。



「**準好気性埋立構造**」は、日本の管理型最終処分場の標準構造となっており、次のような特徴があります。なお、下図はあくまで一般的な概念図です。

- (1) 埋立地の底部に遮水シートを敷き、その上部に浸出水を集める管（集排水管）を設け、浸出水を速やかに集め埋立廃棄物層に滞水させない構造。
- (2) 埋立層内の発酵熱により、自然に集排水管から埋立地内部へ空気を流入させることで、廃棄物の好気性分解を促進し、集水段階でできる限り浸出水を浄化。

準好気性埋立構造概念図



⑤ 100%有害物質は除去できるの？

- ⑤ 浸出水処理施設では、一般的な処理方式に加えて、隣接する環境プラント工業(株)の一般廃棄物最終処分場のほか、上水道の浄化システムでも採用されている逆浸透膜（RO膜）方式による高度処理を行い、基準を大きく下回るレベルまで汚濁物質を除去してから放流します。

また、国の基準を上回る頻度で放流水の水質検査を実施し、基準がクリアされていることを確認します。

（同様の処理方式を採用している隣接一廃処分場でも基準を大きく下回っています）

なお、水質検査の結果は定期的に地元自治会に報告するほか、インターネットでも閲覧できるようにいたします（処分場稼働後）。

⑥ シートが破損する可能性は？ 47年間劣化しないのか？

- ⑥ 過去のシート破損事故事例を踏まえ、「工事や埋立初期の慎重な作業（シートを破損させない）」、万一の破損時でもその箇所が速やかに特定できる「電気漏洩検知システム」やベントナイトを含む「3重の遮水構造」の採用により、漏水対策に万全を期す計画としています。

遮水シートの耐久性は、福岡高等裁判所判決（H15. 10. 27）で「評価試験において少なくとも50年以上の耐久性を有している」と認めており、問題ないと考えています。

【補 足】

過去の事例から、シート破損事故が起こりやすいのは工事中と廃棄物埋立作業の初期段階と考えられるため、次のように対応します。

- （1）工事中や初期段階の埋立作業には別の作業員が立会い、シートが破損しないよう慎重に作業を実施します。
- （2）万一シートが破損しても、破損箇所を速やかに特定できる電気漏洩検知システムによりその箇所を特定して早急に修理します。
- （3）修理までの間は、ベントナイトや下部遮水シート（3重の遮水構造）により、外に汚水を漏らすことのないよう対策に万全を期します。

福岡高等裁判所判決文（H15. 10. 27）（抜粋）

遮水シートは、現場では各種の条件が複合的に作用するため、実験結果より劣化が早いといわれているものの、少なくとも、評価試験においては、太陽光線、熱、オゾン、酸、アルカリに対して50年以上の耐久性を有していることが認められる。

⑦ 地下水が汚染される危険性は100%ないの？

- ⑦ 専門家の指導・助言を仰ぎながら、地下水汚染がないよう「慎重な埋立作業」、「3重の遮水構造」、「電気漏洩検知システム」などを含む多重の安全対策（マルチバリア）を講じ、漏水対策に万全を期す計画とします。

なお、専門家の見解によれば、万が一、浸出水が地下水に漏洩したとしても下流にゆっくり流れることから、下流域に影響が出るまでに浸出水の流出を食い止める対策工事を行うことが可能とのことです。

【補 足】

多重の安全対策（マルチバリア）

- (1) 国基準を上回る三重の遮水工
国基準である二重の遮水シートに加えて、ベントナイト（天然の鉱物の一種で止水性の高いもの）を加える三重の遮水構造を採用
- (2) 電気漏洩検知システム
仮にシートが破損したとしても、破損箇所を速やかに特定できる電気漏洩検知システムを導入

これらにより、万が一、上部シートから水が漏れても、ベントナイト及び下部遮水シートで外への漏水を防ぎながら、早期に破損箇所を補修できます。

- (3) その他
 - ・ 浸出水を速やかに集排水する設備の設置
 - ・ 施工管理の徹底（工事や埋立初期におけるシートを破損させない慎重な作業など）
 - ・ 地下水のモニタリング

⑧ 予定地は本当に最適地なの？

⑧ 次の理由から最適地と考えています。

- ア) 予定地は、**環境プラント工業(株)**が20年以上に亘って事故や環境上の問題を起こすことなく運営してきた一廃処分場の隣接地であり、同社の**安全・安心の運営ノウハウ**等が活用でき、**地形・地質的に地震、津波、土砂災害等に対しても、最終処分場が重大な影響を受ける所ではないことが予測されています。**
(平成12年度の鳥取県西部地震でも一廃処分場に異常はありませんでした。)
- イ) **県西部地区は、港湾、空港、鉄道、高速道路の要衝の地であり、環境関連産業が発展する素地もあることから、最終処分場設置により、経済発展と雇用増大により高い効果を生み出すことが出来る地域**と考えています。
(県内管理型産業廃棄物は、西部地域から県内の約7割(H25年度)が発生しています)
- ウ) 本県の産業活動を支える最終処分場は、企業に近く廃棄物が搬入しやすいところに立地することが必要であり、**計画地は山陰道に近く利便性が確保**されています。

産廃処分場計画はいよいよやま場です (2015.10.16横版両面チラシ)

県を迷走させストップをかけているのは住民の声と運動です

⑨ “命の水が危ない”という住民の強い反対と環境プラントが行った「生活環境影響評価」に、地元専門家から99項目もの間違いが指摘されたことにより、当初の27年度稼働の予定は大幅にずれ込んでいます。

行き詰まった県と「センター」は、事業主体を環境プラントから「センター」に代えて強行の構えです。いま、3,900万円の補助金を追加し、環境プラントが作成した事業計画書などの再検討を進めていますが、その第一次報告は「地下集排水管を、環境プラントの一般廃棄物処理施設とは別にする」「遮水シートの安全性などの検討をしている」などと報告しています。

これまで「環境プラントのノウハウを生かす」「生活環境影響評価書」も「妥当」と言ってきたことが、いかにいい加減で無責任であったかを認める報告です。

⑨ 「地元専門家から99項目もの間違いが指摘」とありますが、99項目は「間違い」ではなく、単に内容を確認するものも数多く含むものです。

事業主体の変更は、「地元自治会からの長期事業の運営主体が民間企業であることを不安視する意見」や「環境プラントからの要望書」を踏まえ、より安定した運営体制を目指したものです。

「3,900万円の補助金を追加」とありますが、補助金ではありません。補助金ではなく、貸付金であり、事業開始後に県に返却します。

第一次報告は、現計画の施設構造について改良の余地や工事に配慮すべき点がまとめられたもので、現計画の信頼性や安全性を否定したものではありません。なお、第一次報告で示されたのは次のとおりであり、いずれも現在、別案検討において検討中です。

・「地下集排水管を環境プラントの一般廃棄物処理施設とは別にする」

⇒ 第一次報告にこのような記載はありません。

従来、事業主体が同一だったため、産廃と一廃処分場の施設を連携させる計画でしたが、産廃処分場の事業主体がセンターとなったため、地下排水対策については両者の管理区分を明確にする対策が必要との報告です。

・「遮水シートの安全性などの検討をしている」

⇒ 第一次報告にはこのような記載はありません。

「遮水シートの安全性をより向上させるためにも『埋立期間（期別計画）と遮水工敷設範囲の関係』などに関する考え方をより明らかにすることが必要と考える」とあり、例えば1期・2期などシートの施工時期を分けることも検討してはどうかとの報告です。

【補 足】

地元専門家からの99項目の指摘（平成25年7月12日）の内訳
（事前説明用に配布した生活環境影響調査書(案)に対する指摘）

43項目：内容確認のみ（観測井戸の位置、水処理施設の能力など）

47項目：表記の修正等（タイプミス、図面のスケール表示など）

9項目：データの見方の相違（地下水、風向風速など）

事業主体が「センター」に代わっても安全は保証されない

⑩ ところが県と「センター」は、こんなズサンな「生活環境影響評価」と事業計画書へ出した補助金の返還を環境プラントに求めず、5,143万円で買い取る方針です。環境プラントへの補助金総額は1億4,949万円に膨れあがっており、“癒着”ぶりが批判されてきました。

しかも、事業主体が「センター」に代わっても、実際の産廃処理と排水等の管理は、環境プラントへ委託する計画です。計画地の50%の土地の所有権と借地権を持つ環境プ

ラントに委託すれば、財政も安全もさらに問題を抱え続けることにならざるを得ません。
センターに代わっても何も変わらず、安全の保証もなく、中止させるしかありません。

- ⑩ 環境プラントへの支払いは、補助金の3,500万円（実施設計、生活環境影響調査）と主体変更に伴う事業承継経費の5,143万円（予定）で、合計8,643万円です。

なお、センターは県補助による安全調査（2,406万円）及び県貸付による別案検討等（3,900円（うち契約済2,113万円））を行っていますが、これは環境プラントに支払うものではありません。

事業主体の変更に伴い、今後は安全面・財政面ともセンターが主導権を持って主体的かつ適切に運営し、センターの責任において安全・安心な処分場の設置・運営を行います。

住民の安全より企業・民間処理業者の利益のため

- ⑪ 住民がどんなに不安を訴えても、まちがいや税金の無駄遣いを指摘しても、県・「センター」と米子市は聞く耳を持ちません。

もともと「公共関与」による処分場づくりは、税金により処分場を造り排出企業には安い料金で利用させ、処理業者の利益を図って、処分場建設を進めるための国の方針です。

産廃は再利用など企業の責任で行わせ、廃棄物を減らすのが基本です。最終処分は国・自治体の責任により、「公共管理」で安全を確保すべきです。

県が真に住民の安全を考えるなら、住宅や選果場や農地、漁港がそばにあり、その先に学校や保育園もある。名水・水道水源のあるこの地を選ばなかったでしょう。

- ⑫ 本処分場計画に関し、地元自治会の皆様に対しては丁寧な説明や質問に対する回答を心がけてきたところです。

国の方針は、処理業者の利益と言うよりも、必要な処分場を作ることができる環境整備であり、料金設定に関する国の関与もありません。

本県経済の発展と雇用の場の確保のためにも産廃処分場は必要ですし、その料金設定は零細な中小企業等の他県処分場までの輸送コスト等も考慮して設定したいと考えています。

『最終処分は国・自治体の責任により「公共管理」で安全を確保すべき』との御指摘のとおり、公益財団法人である当センターの責任において、県等の支援・指導も受けながら安全・安心な産廃処分場の設置・運営に取り組んでまいります。

なお、計画地の選定については、上記⑧でお答えしたとおりです。

2億円の「産廃マネー」「地域振興費」で同意に追い込もうとしています

- ⑬ 「生活環境影響評価」も実施計画書も示さず、住民の不安や指摘にまともに答えないまま「地域振興事業」の要望を出すよう6自治会に求めています。対象となる事業は、県や市が一般事業で行うべき環境整備や集会所などです。

金の方で住民を分断し、住みよい地域づくりに一番大切な共同、助け合いを壊すことは地域振興に反し許されません。住民の健康・命・子どもが育つ環境を守ることは、お金と引き換えにすることではありません。

- ⑭ 現在行っている別案検討は、従来から説明してきた主要な構造（三重遮水構造、電気漏洩検知システム、高度な水処理など）を変えるものではなく、事業計画の内容が未周知なまま地域振興事業の提出を求めている訳ではありません。

産廃処分場は、周辺住民に望まれる施設ではありませんが、環境保全と産業振興に必要な施設であるため、その周辺整備に交付金を交付できる県条例が制定されています。

地域振興事業はこれに基づいて住みよい地域づくりのために実施されるもので、県や

市が行う一般事業も対象となる場合があります。

この地域振興事業は、周辺 6 自治会の全体調整に時間を要すること、また一部自治会からは早急な対応を望む声もあり、処分場の設置許可後速やかに事業に取りかけられるよう要望書の提出をお願いしているところです。

産廃処分場を、もっともつくってはならない場所

⑬ 鳥取県が秀峰大山のふもと、淀江町小波に計画している管理型最終処分場の計画地を視察された明治学院大学熊本一規教授は“最も造ってはならない場所”と断言されました。

⑬ “最も造ってはならない場所”と断言された科学的根拠や客観的理由が記載されていないので不明ですが、計画地の選定理由は上記⑧で記載したとおりです。

なお、この度の計画は、専門家の指導・助言等を仰ぎながら、地下水汚染がないよう多重の安全対策（マルチバリア）を講じ、漏水対策に万全を期す計画となっています（上記⑦参照）。

淀江と米子だけじゃない 日吉津、境港、美保関みんなの大問題

⑭ 名水百選に選ばれ、他県からまで水汲みに来るほどの名水と湧水群がある大切な水源地だからで、米子から水道水を供給されている日吉津、境港、美保関も含め。将来の水源地として地域全体の問題です。

また、計画地のそばには農地や選果場があり、農業用水やタコで有名な淀江漁港の魚介類への影響も心配され、県漁協の皆さんも大反対です。風評被害など地域経済へ大きなダメージを与えかねない場所です。

⑭ 米子市の上水道は、災害時対応として各水源地をパイプラインで繋ぎループを形成していますが、通常は他の配水区へは配水していません。

処分場計画地の近くの水源地としては福井水源地がありますが、当計画地を通る地下水は福井水源地に影響しないことを確認しています（平成 26 年度調査結果）。

本計画で一番重要なのが、処分場の安全性であることは十分認識しており、上記⑦でも記載したとおり、専門家の指導・助言等を仰ぎながら、地下水が汚染がないよう多重の安全対策（マルチバリア）を講じ、漏水対策に万全を期す計画とします。

なお、計画地が大山を望むロケーションであることを踏まえ、景観を損なうことがないよう、植栽や目隠しフェンス、プランターを設置し、建物は景観に配慮したデザインにするなどの対策を講じると共に、処分場の廃止後は、農地や森林などにする予定です。

また、万が一、当処分場が原因の事故等により被害が生じれば、補償等も含め適切に責任を持って対処します。

産廃処分場は子孫への時限爆弾 猛毒ダイオキシンなど環境ホルモンの恐ろしさ

⑮ 管理型処分場へはプラスチックをはじめ、13 種類の産廃が持ち込まれます。33 箇所の産廃処分場の調査によると、30 種類の環境ホルモンが検出されています。環境ホルモンは、微量でも発ガンや催奇形性などの毒性が問題になっています。

⑮ 「環境ホルモン」は、平成 10 年から環境省を中心に行っている研究において、人に対する明らかな有害な影響は認められていません。

いわゆる「環境ホルモン」は環境中に存在して、生物に対してホルモンのような影響を与えるものということで、「環境ホルモン」という用語が用いられています。

生殖器等への影響について心配されるようになったことから、環境省等が平成10年から調査研究に取り組んでいます。

その結果、3つの物質がメダカに対する環境ホルモン様作用を有することが推察されましたが、人に対して明らかに有害な影響が認められたことはありません（かつて医薬品として使われたことがある合成女性ホルモンは除く）。

現在でも、国際的な動向を踏まえた調査研究が進められていますので、それらの結果には注視していきたいと考えています。

プールに一滴で慢性毒性や催奇形性作用をする猛毒

- ⑩ ベトナム戦争で米軍の枯葉作戦によるダイオキシンにより、ベトちゃん、ドクちゃんなど沢山の奇形児が、また退役した米兵にも奇形児が生まれ、ガンが多発しています。ニューヨーク州の埋め立て完了後25年以上経った処分場から有害物質が流出し、流産やガンの多発などの被害が出ています。

奈良県の処分場の排水が流入する小河川では水生生物が極端に減り、奇形の魚がとれています。

母乳中のダイオキシンの6割が授乳で減っているという報告もあります。赤ちゃんがお母さんの毒を吸い取っているのです。いつどのような影響が出るか分かりません。まさに子孫への時限爆弾です。

- ⑪ ニューヨーク州の事案は、本計画の様な管理型処分場の事例ではありません。

これは、同州ナイアガラ・フォールズ市で1978年(昭和53年)に起きた有害化学物質による汚染事件(ラブキャナル事件)で、1950年(昭和25年)頃、化学合成会社が遮水構造や水処理施設もない運河跡地に大量の有害化学物質(除草剤、農薬等)を投棄したことが原因です。

奈良県の事例は、奈良市佐保川の件であれば、本計画の様な管理型処分場の事例ではありません。

当時の状況は不明ですが、これは奈良市で30年以上前に閉鎖された一廃処分場と思われます。この当時は、現在のような厳しい施設基準や廃止基準がない頃の事例です。本計画では埋立終了後、無処理でも放流基準がクリアできるまで浸出水処理を継続し、国が定める廃止基準を県がチェックするまで廃止できません。

また、検査により基準以上のダイオキシン類を含む廃棄物は受入れませんし、適切に浸出水の処理を行い安全な排水とします。加えて、定期的に排水を検査して安全性を確認するとともに、その結果を公表します。

なお、ダイオキシン類の人に対する影響は次のとおりです(国の見解)。

- (1) 通常の生活の中で摂取する量では急性毒性は生じません。
- (2) 現在の我が国において、通常の環境の汚染レベルでは発がん性の危険はありません。
- (3) 多量に暴露した時の影響は動物実験では報告されていますが、人に対して同じような影響があるかどうかはまだよくわかりません。

【補 足】

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成12年施行)により、環境へのダイオキシン類の排出量は大きく減少しました。

これに伴い、日本人が1日に摂取するダイオキシン類の平均的な量も減少傾向であり、今後も減っていくと考えられます。

ダイオキシン類の排出量(全国)		⇒	(g-TEQ/年)
	平成9年度		平成22年度
合 計	7,680~8,135		158~160
たばこの煙	0.1~0.2		0.058
最終処分場(水)	0.093		0.006

図2 日本全国の排出総量と大気及び水質中のダイオキシン類濃度の推移

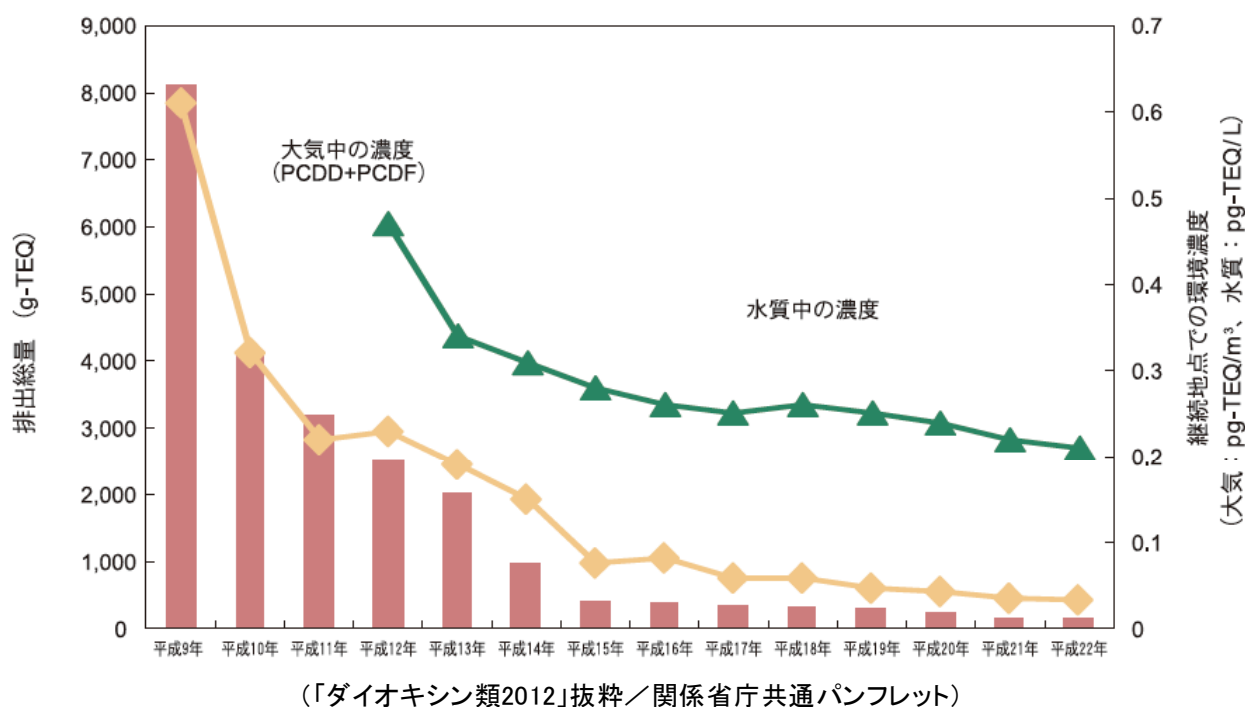


図7 日本人が一日に摂取するダイオキシン類の摂取量の内訳^{注1}

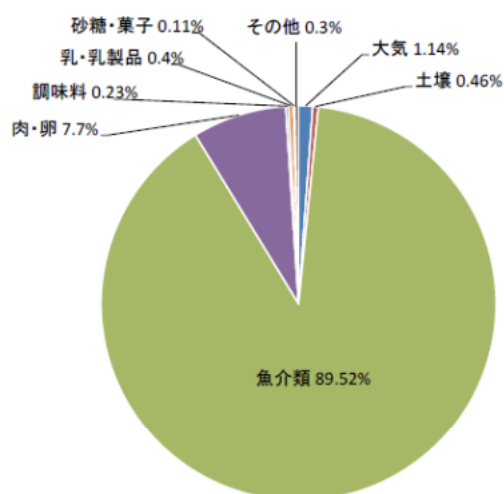
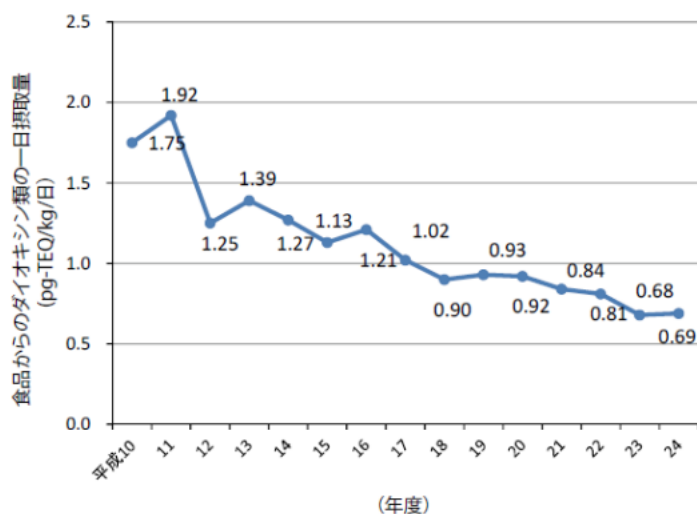


図8 食品からのダイオキシン類の1日摂取量の経年変化^{注2}



注1：環境省「ダイオキシン類に係る環境調査結果」及び厚生労働省「食品からのダイオキシン類一日摂取量調査（厚生労働科学研究）」に基づき環境省作成

注2：厚生労働省「食品からのダイオキシン類一日摂取量調査（厚生労働科学研究）」

(「日本人における化学物質のばく露量について2015」抜粋／環境省)

【ダイオキシン類のTDI（耐容1日摂取量）⇒ 4 pg-TEQ/kg/日 】
(「ダイオキシン類2012」抜粋／関係省庁共通パンフレット)

その量までは、人が一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される1日体重1kg当たりの摂取量のこと

⇒ 体重50kgの人のTDIは、1日あたり200pg-TEQ

- ・ 人が体内に取り込んでいるダイオキシン類の総量の安全性の評価は、このT D Iの数値との比較により行います。
- ・ T D Iは、生涯にわたって摂取し続けた場合の健康影響を指標とした値で、一時的にこの値を多少超過しても健康を損なうものではありません。
- ・ T D Iは、最も感受性が高いと考えられる胎児期におけるばく露による影響を踏まえて設定しています。発がんなどの影響についてはより高いばく露でないと観察されません。
- ・ T D Iは、動物実験で得られた結果を人に当てはめる際に、不確実性を見込んで更に10分の1の値に設定しています。

重さ の 単位	g (グラム)	mg (ミリグラム)	μg (マイクログラム)	ng (ナノグラム)	pg (ピコグラム)
		千分の1グラム	100万分の1グラム	10億分の1グラム	1兆分の1グラム

持ち込まれた廃棄物から発生する有害物質は100%、地下水、河川、海、大気、土壌を汚染し続けます
遮水シートは継ぎ目が剥がれやすく、破れたり必ず劣化し、地下水を汚染することは明白です

⑪ 「ベントナイトとの三重構造だから安全、シートは47年、いや90年持つ」とまで説明してきましたが、科学的根拠のないウソです。現に、同じシステムの福島原発の貯水槽は1年で放射能汚染水が漏れています。ベントナイト混合土（粘土質）の透水係数は1年間に32cm。針の穴くらいで水を通すと、どんどん通すようになる（熊本教授）。「最高の安全を確保するので心配なし」という根拠を県はいまもって説明できないでいます。

⑫ 安全性の科学的根拠については、上記⑥のとおり、地元自治会の皆様にも御説明してきたところです。
遮水シートについては、適切な方法で接合部を確実に溶着させます。接合後は、その強度や水密性等の検査を行い、適切に接合され十分な遮水機能が保たれていることを確認します。

なお、福島原発貯水槽の漏水事故は、本計画の様な管理型処分場の事例ではありません。

福島原発の水を溜める貯水槽とは異なり、本計画の処分場は速やかな集排水により処分場内部に浸出水を溜めない構造です。全国においても、適正な維持管理が行われている廃棄物管理型処分場から汚水が漏れたという事例は承知していません。

万が一、上部シートが破損しても電気漏洩検知システムで早期に漏水を検知し、ベントナイトや下部シートで漏水を防いでいる間に修繕や対策工事を行うことで、漏水防止対策に万全を期す計画です。

御存知でしたか？ 塩川のダイオキシンが基準を超えていたことを

⑬ 小波の一般廃棄物の処分場や中間処理場近くの塩川のダイオキシン濃度が基準を超えていましたが、県はその原因を調査しないまま産廃処分場を造ろうとしているのです。小波上の泉に混入する危険があります。

⑭ 塩川のダイオキシン類濃度は環境基準を超えていません。
環境基準は1年間の平均値で評価しますが、平成24年度に1地点（下図③）で2回のうち1回の数値だけが少し超えたもので、年間平均では超過していません。

また、県は塩川のダイオキシン類調査を実施していますし、その調査結果を地元自治会に全て説明しています。

調査は、平成24年度結果と地元自治会からの要望を受け、平成26年度から測定地点を増やし、年5回の調査を続けており、全調査において環境基準値を超える結果は出ていません。なお、いずれの結果も一廃処分場の直下は他の地点と比べて低い値であり、一廃処分場の放流水が原因とは考えられないとのことです。

センターとしましては、計画地の下流の「小波上の泉」への混入の恐れがないように漏水防止対策に万全を期すとともに、念のため、水質モニタリングを実施する計画です。

塩川ダイオキシン類調査地点図



* ⑧は平成27年11月から調査

御存知でしたか？ 他県の産廃が持ち込まれることを

①9 はじめ県は「県内の廃棄物だけ」と説明していましたが、県議会で「県内で中間処理された県外の廃棄物も入れる」と訂正しました。どこの処分場も儲けのためどんどん受け入れているのが、各地の実態です。

事業費77億円の内、県の負担は38億円（消費税抜き）です。米子の土地に他県の危険な産廃を埋めさせ、時限爆弾を仕掛けさせていいのでしょうか。

①9 中間処理された廃棄物については、御指摘の県議会で先立つ平成25年6～7月に開催した地元説明会において、資料に記載した上で説明を行っています。

その説明会における御質問に対しても「中間処理業者自体は県内業者であり、県外から持ち込まれて県内で中間処理されたものは最終的には鳥取県で発生したものである」などとお答えしています。

県外から搬入され県内業者が中間処理する廃棄物は、県内の事業活動の一環で排出された廃棄物であり、県の指導・監督が及ぶことから「県内から発生する廃棄物」と考えます。

逆に、県内で発生して県外で中間処理される廃棄物は、県の指導・監督が及ばないので、「県内から発生する廃棄物」とはいたしません。

ちなみに平成23年の調査結果では、産業廃棄物は、県外から搬入され県内で中間処理されている量と、県内で発生して県外で中間処理している量が同程度（約8万トン）であり、県外から大量に持ち込まれている状況ではありません（県外物は、県内で中間処理される全廃棄物の約1割です）。

注）現在、センターでは事業主体の変更に伴い、より安全・安心な処分場となるよう計画の別案を検討中です。検討内容については、今後、途中経過も含めて、適宜お知らせいたします。